

## 恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等（以下「処理機等」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において、恵那市生ごみ処理機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機 かくはん、加熱、微生物による分解その他の処理を行うことによって、生ごみを減量化又は堆肥化させる機器をいう。（生ごみの粉碎のみを行うものを除く。）
- (2) 生ごみ堆肥化容器 電力を使用せず、発酵、分解その他の方法により生ごみの堆肥化を促進することを目的として作られた容器をいう。
- (3) 生ごみ堆肥化基材 発酵、分解その他の方法により生ごみの堆肥化を促進するための資材をいう。（ダンボールコンポスト（ダンボール箱及び基材を使用して、生ごみを減量化又は堆肥化させる機能を有するものに限る。）を含む。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第7条に規定する交付申請を行う時点において、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民基本台帳をいう。）に記載されている者であること。
- (2) 処理機等を購入した者が属する世帯の世帯主であること。
- (3) 購入した処理機等を自らの世帯で使用し、適切に管理することができる者であること。
- (4) 購入した処理機等の使用状況について、市が実施する調査に協力することができる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 恵那市暴力団排除条例（平成 24 年恵那市条例第 31 号。以下この項において「排除条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等
- (2) 排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び前号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 本市における市県民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、下水道受益者負担金及び保育料を滞納している者  
(補助の対象となる処理機等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる処理機等は、補助対象者又は補助対象者と同じ世帯に属する者が購入した生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ堆肥化基材とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、中古品である処理機等は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処理機等の購入に要した費用とする。ただし、処理機等の保証料、配送料及び設置に要した費用は補助金の対象としない。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 生ごみ処理機 2 万円
- (2) 生ごみ堆肥化容器 5,000 円
- (3) 生ごみ堆肥化基材 2,000 円

- 2 補助金の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、第 1 項各号に掲げる区分につき、1 回を限度とする。ただし、第 8 条に規定する交付決定を受けた日が属する年度の末日から起算して 5 年を経過した場合は、この限りでない。
- 4 生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器については、次条に規定する交付申請 1 回当たり、各 1 台を限度とする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」とい

う。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した処理機等の購入年月日、購入店舗、購入商品名及び購入金額が記載されたものであって、購入者及び当該者が処理機等の購入代金を支払ったことが分かるものの写し(処理機等の販売者が発行したものに限る。)
- (2) 生ごみ処理機の保証書の写し(生ごみ処理機を購入した場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する交付申請書の提出は、処理機等を購入した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、恵那市生ごみ処理機等購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者は、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付請求書(様式第4号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付決定取消通知書・返還命令書(様式第5号)により交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)に記載された交付条件に従わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(恵那市補助金等交付規則の適用除外)

第11条 この補助金については、恵那市補助金等交付規則(平成16年恵那市規

則第 44 号) の規定は適用しない。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

恵那市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名（世帯主名） \_\_\_\_\_  
 （署名又は記名押印）  
 電話番号 \_\_\_\_\_

## 恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付申請書

恵那市生ごみ処理機等購入補助金の交付を受けたいので、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

処理機等の種類	購入年月日	購入金額	補助金の申請額
生ごみ処理機	年 月 日	円	円 (上限2万円)
生ごみ堆肥化容器	年 月 日	円	円 (上限5,000円)
生ごみ堆肥化基材	年 月 日	円	円 (上限2,000円)
合計額			円
誓約及び同意事項 ※内容を確認して <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 購入した処理機等を自らの世帯で使用し、適切に管理します。 <input type="checkbox"/> 処理機等の使用状況について、市が実施する調査に協力します。 <input type="checkbox"/> 恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 市が申請者の市税等の納付状況及び住民基本台帳を確認することに同意します。		

## 【備考】

- 申請期限は、処理機等を購入した日の属する年度の末日までとする。
- 補助金の額は、処理機等の購入に要した費用の3分の1とする。ただし、上限額があるものとする。
- 補助金の合計額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 処理機等の保証料、配送料及び設置に要した費用は補助金の対象としない。

## 【添付書類】

- 購入した処理機等の購入年月日、購入店舗、購入商品名及び購入金額が記載されたものであって、購入者及び当該者が処理機等の購入代金を支払ったことが分かるものの写し（処理機等の販売者が発行したものに限る。）
- 生ごみ処理機の保証書の写し（生ごみ処理機を購入した場合に限る。）
- その他市長が必要と認めるもの

様

恵那市長



恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市生ごみ処理機等購入補助金の交付については、次のとおり決定したので、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付決定金額 円

2 交付の条件

- (1) 購入した処理機等を自らの世帯で使用し、適切に管理すること。
- (2) 処理機等の使用状況について、市が調査を実施する際に協力すること。
- (3) 恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱の規定に違反した場合は、本決定を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長



恵那市生ごみ処理機等購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市生ごみ処理機等購入補助金の  
交付については、次の理由により交付しないことに決定しましたので、恵那市生ご  
み処理機等購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

不交付の理由

年 月 日

恵那市長 様

請求者 住所  
氏名

恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付請求書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた恵那市生ごみ処理機等購入補助金について、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

金融機関	銀行 金庫 農業協同組合 信用組合			本店 支店 支所 出張所			
	金融機関番号		支店番号				
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		口座番号				
口座名義 (フリガナ)							
口座名義 (漢字等)							

- ※ 振込口座は、申請者本人又は同一世帯員の口座名義に限る。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入すること。
- ※ 口座番号は右詰めで記入すること。
- ※ 口座番号等の分かる預金通帳等の写しを添付すること。

恵那市生ごみ処理機等購入補助金受領委任状	
恵那市生ごみ処理機等購入補助金の受領については、次の者に委任します。	
委任者（世帯主）	氏名 _____ (署名又は記名押印)
受任者	氏名 _____

※補助金の振込口座の名義が世帯主と異なる場合は、委任状に必要事項を記載してください。

様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長



恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付決定取消通知書・返還命令書

年 月 日付けで交付を決定した恵那市生ごみ処理機等購入補助金について、下記の理由により交付の取消しを決定しましたので、恵那市生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

また、下記のとおり補助金の返還を命令します。

記

1. 取消しの理由

2. 返還金 円

3. 返還の方法 別添納入通知書により恵那市会計管理者まで納付してください。